# 南海トラフ地震防災規程

事業所名等:[ ]

## (目的)

第1条 この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という。)に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的として作成する。

## (組織)

- **第2条** 南海トラフ地震が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織(以下「地震防災隊」という。)は、次のとおりとし、その編成及び任務を別表第1のとおり 指定する。
  - 一 地震防災隊に隊長及び副隊長を置く。
  - 二 隊長のもとに情報収集連絡班及び避難誘導班を設置し、各々班長を置く。

## (隊長等の権限及び業務)

- **第3条** 隊長は、地震防災隊の活動に関する一切の権限をもち、南海トラフ地震に伴う津 波警報等が発表された場合等、南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合は、次の 措置を講ずるものとする。
  - 一 情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。
  - 二 南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその 旨及び必要な措置について周知すること。
  - 三 避難誘導班に入所者等の避難誘導にあたらせること。
  - 四 入所者を【 】に集合させ避難させること。
  - 五 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生 防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。
- **2** 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

#### (職員の責務)

**第4条** 南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したことを 覚知した職員は、直ちに隊長及び情報収集連絡班長にその旨を報告するものとする。

#### (情報収集連絡班の業務)

- 第5条 情報連絡班は、次の活動を行うものとする。
  - 一 隊長の指示に基づき、ただちに地震及び津波に関する情報の収集につとめ、随時 隊長に報告すること。
  - 二 隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上 必要な情報を、次項に定める手段を用い、入所者その他の職員に伝えること。
  - 三 あらかじめいくつかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた入所者等に対する 情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。

(施設の状況に即した具体的内容を事前に定めておくこと。)

### (避難誘導班の業務)

- 第6条 避難誘導班は、次の活動を行うものとする。
  - 一 地震の発生又は隊長の指示に基づき、速やかに別図第一【 】の位置 につき、建物内の避難路の確保及び安全の確認並びに当該地域の避難場所及び避難 経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告 すること
  - 二 隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、入所者等を避難誘導すること。
  - 三 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。
  - 四 入所者等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。

## (その他不測の事態)

- **第7条** 隊長は、南海トラフ地震が発生した以後の状況等から、この消防計画どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、隊長は直ちに隊員に必要な指示を与えるものとする。
- **2** 各班の班長は、班がこの消防計画どおりに活動することが困難又は適当でないと判断 したときは、ただちに隊長にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

## (訓練)

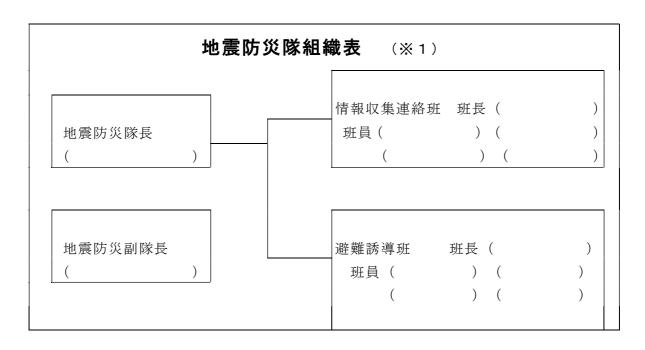
- **第8条** 隊長が行う防災訓練は次による。なお、訓練は年1回以上行うものとする。また、 地方公共団体及び関係機関が行う訓練には積極的に参加するものとする。
  - 一 情報収集・伝達に関する訓練
  - 二 津波からの避難に関する訓練
  - 三 その他前名号を統合した総合防災訓練

#### (教育)

- 第9条 隊長が職員等に対して行う教育は次による。
  - 一 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
  - 二 地震及び津波に関する一般的な知識
  - 三 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
  - 四 職員等が果たすべき役割
  - 五 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
  - 六 今後地震対策として取り組む必要のある課題

#### (広報)

- 第10条 隊長が入所者等に対して事前に行う広報は次による。
  - 一 地震が発生した場合に出火防止、入所者同士が協力して行う救助活動、自動車運 行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
  - 二 正確な情報入手の方法
  - 三 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
  - 四 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
  - 五 各地域における避難地及び避難路に関する知識



# 地震防災隊活動要領

担当区分		任 務 内 容
地震防災隊長	1	(地震発生情報の収集伝達と必要な措置にあたる。)
(副隊長)	2	(避難誘導指示及び避難させること。)
	3	(地震被害の防止又は軽減を図るための必要な措置。)
情報収集連絡班	1	(地震及び津波に関する情報の収集とその内容を隊長へ報
		告する。)
	2	(隊長の指示に基づき防災上必要な情報を顧客及び従業員
		に伝える。)
	3	(施設の状況に即した情報を的確に伝える。)
避難誘導班	1	(隊長の指示に基づき、速やかに建物内の避難路の安全確
		保及び避難場所への経路図の掲出。)
	2	(隊長からの避難開始の指示に伴う入所者等の避難誘導。)
	3	(避難誘導に際して、混乱の発生防止に努めること。)
	4	(入所者等への避難誘導完了後その旨を確認し、直ちに隊
		長に報告。)

別図第一 (具体的な図を明示する。)

## 備考

- 1 この例は、ここに定める以外の事項を定めることを妨げるものではありません。事業所等で安全確保のため対策等を定める必要があれば規定してください。
- 2 ※1. 地震防災隊組織表は、既存消防計画の自衛消防隊組織の準用が望ましい。